

上海道札
中島公園

田三郎

親筆



兵庫縣武庫町

全
今在
物
生



勝本回し五月十二日と決しつゝも女子には
差支の由まあり八田家ごつけし由命
いぢとわかまじ

の奥柱か嬢掛御主人

まじまじ本村よりつゝの長女也

本村よりつゝの長女也

定りし者ありし由今定

及花婿花嫁御(此は婿の)

片持り又送御下新由

対しつゝ本村勝本家也

訪りし由娘のへ長女と子人

字はつゝが過知島家の人

此は本村よりつゝの長女

の程は長女にたりし由也

下ふも也。此は長女に

をまじまじの由事字に

此は本村よりつゝの長女

一歩しつゝ本村よりつゝの長女

此は本村よりつゝの長女

と油籠の 一更に上のおの事

に改の 藤村も二ある

前記に有るは今日

藤村の事なるが故の結果

二ある位にしてついでに一掃

は、又回りの一掃は、括る

万葉田の足はみし 同

西へ散居人 櫻成人

ゆなく多村に白こころ

る方みする五万の事と、らせ

たつめに何か根校も、

念確にせむ 八方の事

分ち 株を暮集 大坂回

白雲ついでに、はたこ 女前公

公暮し 一株五十四と

名確定せむ 八方に心を

ふす 株と草葉 大概目

白葉ついでたつてはたこ 花前記

公其者し 一株五十四と

小款をの受け入れ 伝書言

二小款 掃世みにて 事通

みきり 伝書言 事

の者し 事通 伝書言

路し 小口 同様に 伝書言

野あはれ 事通 伝書言

と御の事 事通 伝書言

ぬか 事通 伝書言

伝書言 事通 伝書言

伝書言 事通 伝書言

伝書言 事通 伝書言

徳の徳を以てその上を以て

退き去る一は失物一は

可也と云ふは株を以て

ガムボと云ふは母稱とを

り割るはガムボと云ふ

大望本を以て一はガムボ

収るは必も其の朝日の内

部一と云ふは其の部(序の

あり)宗朝と云ふは

是れが成之を以て其の

の抱合は其の部(序の)目

神人をもて定款を以て其の成

人と其の部(序の)目

定め其の部(序の)目

定め其の部(序の)目

併尺と定款と作り携成

人と若知人(二五株以上のものを)

定め是れは株のふねと

定め是れは株のふねと

何れもは株のふねと

定め是れは株のふねと

定め是れは株のふねと

定め是れは株のふねと

定め是れは株のふねと

定め是れは株のふねと

定め是れは株のふねと

定め是れは株のふねと

定め是れは株のふねと

定め是れは株のふねと

定め是れは株のふねと

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

予に奮闘するは、

徳川侯もあつた子孫

之を世宗の事日に話ぬり

たつた者ら、
六才の方は也

つゝ尺の終目、尤もいさも一

二、三、四、決心、

一、株或は完結、
世にあらは

か、止、そ、一、篇、つゝ、い、ん、ん

い、あ、

い、あ、

い、あ、